

山梨県公報

第五百八十九号

令和七年

八月二十五日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………四三五

○道路の区域変更……………四三五

公告

○開発行為に関する工事の完了について……………四三五

告示

山梨県告示第二百三十九号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県製菓衛生師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成 三 可否の検討	十五人以内	一 学識経験のある者 二 県の職員	令和七年八月二十七日から令和八年三月三十一日まで	福祉保健部衛生薬務課

山梨県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂一四五番一＋一四五番二地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂三三四番一＋三三四番二地先まで	八・四〇 一一・八	四・四〇 八・四	二三八・三

公告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年八月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町宮久保字三百水七百四番、七百五番、七百六番、七百七番、七百八番、七百八番二、七百九番、七百九番二、七百十番、七百十一番、七百十二番、七百十二番二、七百十六番、七百十六番二、七百十六番三、七百十七番の一部、七百十八番の一部、七百十九番の一部、七百十九番二、七百二十番、七百二十一番、七百二十二番一、七百二十二番二、七百二十二番三、七百二十五番三、七百二十九番二、七百三十番一、七百三十一番一、七百三十四番一、七百三十四番三、七百三十五番一、七百三十八番一、七百三十八番二、七百三十八番四、七百四十三番、七百四十四番、七百四十五番一、七百四十五番二、七百四

十五番三、七百四十五番七、七百五十二番二、七百五十二番三、七百五十二番四、七百六十番一、七百六十番二、七百六十番三、七百六十番四、七百六十番五、七百六十一番一、七百六十二番一、七百六十二番二、七百六十三番一、七百六十三番三、七百六十八番五並びに字南原六百九十二番一、六百九十三番一、六百九十三番三、六百九十三番四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市穂坂町宮久保字三百水七百三十四番 日邦プレシジョン株式会社 代表取締役 古屋 俊彦